

基発 1015 第 3 号
令和元年 10 月 15 日

岩手労働局長 殿
宮城労働局長 殿
福島労働局長 殿
茨城労働局長 殿
栃木労働局長 殿
群馬労働局長 殿
埼玉労働局長 殿
東京労働局長 殿
神奈川労働局長 殿
新潟労働局長 殿
山梨労働局長 殿
長野労働局長 殿
静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

令和元年台風 19 号による災害に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

令和元年 10 月の台風第 19 号（以下「令和元年台風 19 号」という。）による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、産業活動に対する影響が生じているところである。

令和元年台風 19 号により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされる場合も考えられ、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保への影響が懸念される場所である。

このような状況にかんがみ、令和元年台風 19 号により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）に基づく未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）の運営については下記に

よることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

令和元年台風 19 号による災害に伴い、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏まえつつ迅速に実施し、早急な救済を図ることとしたものである。

なお、このことによって、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康安全機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

2 対象となる範囲

(1) 対象事業主

令和元年台風 19 号に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に基づき、その適用の対象とされた地域（以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であつて、令和元年台風 19 号による建物の倒壊等による被害（以下「令和元年台風 19 号災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないもの。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であつて、令和元年台風 19 号災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているもの。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあつては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 26 号）第 9 条第 3 項ただし書及び第 14 条第 2 項ただし書の規定を踏まえ、地方公共団体が発行

する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用する等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減すること。

(2) 迅速な処理

事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

なお、立替払事業に係る支給事務を行う独立行政法人労働者健康安全機構においても、被災地域に係るものについては、特に迅速化を図ることとしている。

4 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。

イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。

(2) 不正受給の発生の防止に留意すること。